

事故防止コンテスト表彰基準

[目 的]

第 1 条 本基準は、一般社団法人東京都個人タクシー協会が主催する事故防止コンテストにおいて、交通共済協同組合等から提供を受けているデータに基づき、年間の人身事故発生率（人身事故件数 / 事業者数）の低い上位所属団体に対し、本協会として感謝の意を表すための表彰基準を定め、もって交通事故防止意識の高揚と輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

[期間及び表彰対象]

第 2 条 毎年、当該年の 12 月 31 日現在の事業者数を基準とし、期間及び表彰対象は下記の通りとする。

(1) 期間

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日。

(2) 表彰対象

事業者数 50 名以上の所属団体においては、当該年人身事故発生率の低い上位 5 所属団体。

事業者数 49 名以下の所属団体においては、過去 3 年間人身事故件数ゼロの所属団体とするが、一度受賞した所属団体が次の表彰対象となるには、新たに過去 3 年間人身事故件数ゼロとする。

[表 彰]

第 3 条 本基準における表彰は本協会総会にて行い、表彰内容は下記の通りとする。

第 2 条(2) 表彰

1 位 表彰状並びに 5 万円相当の記念品。

2 位 表彰状並びに 4 万円相当の記念品。

3 位 表彰状並びに 3 万円相当の記念品。

4 位 表彰状並びに 2 万円相当の記念品。

5 位 表彰状並びに 1 万円相当の記念品。

第 2 条(2) 表彰

表彰状並びに 1 万円相当の記念品。

[基準の改廃]

第 4 条 この基準の改廃は、理事会において行う。

[附 則]

1 . この基準は、平成 22 年 9 月 21 日制定実施する。

2 . この基準は、平成 22 年 4 月 1 日以降を対象とする。

- 3 . この基準は、平成23年8月22日一部改定し、平成23年から実施する。(第1条、第2条)
- 4 . この基準は、平成24年9月19日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日 (平成26年5月1日) から実施する。
- 5 . この基準は、平成25年11月26日一部改定し、平成25年12月1日から実施する。(第2条)